

## 古物営業許可申請者の皆さんへ

### 法律を守って適正営業を！！

○古物営業法では

・標識の掲示（古物営業法第12条）

代理人、使用人その他の従業者に行商をさせる場合

・行商従業者証の携帯（古物営業法第11条第2項）

が義務付けられています。

これに違反すると罰則が科せられます。

（古物営業法第35条 10万円以下の罰金）

必ず、標識・行商従業者証を作製して掲示、携帯するようにしましょう。

○標識・行商従業者証は、営業許可を受けた**あなたが作るもの**です。

○標識・行商従業者証には、様式が細かく定められています。

○定められた様式に従って作って下さい。

○定められた様式と異なる標識・行商従業者証は、法でいう標識・行商従業者

証とは言えない場合がありますから注意しましょう。

**公益社団法人埼玉県防犯協会連合会・埼玉県警察**